

## 旧優生保護法に関連した資料の保存状況調査結果

道が医療機関や障がい者施設等に対して実施した「旧優生保護法に関連した資料の保存状況調査」結果をとりまとめましたので、お知らせします。

### 1 記名資料の報告があった施設種別及び施設数

種別	対象数	記名資料「有」の報告数
医療機関	4,032	2
障がい者施設等	271	7
市町村	179	2
合計	4,482	11

### 2 報告のあった資料の内容

#### (1) 医療機関に保存されていた資料

保存資料の名称	資料数	記名実人数	資料の作成年度	資料の概要
審査結果通知書類	2	9	昭和 47	優生手術適否決定通知書、実施通知書など道から本人あてに通知した審査結果書類
手術費用請求書	1		昭和 47	道への優生手術費用の請求書
手術記録	8		昭和 36、39、40、41、42、44	過去の手術記録に「優生手術を実施」との記載があったもの
合計	11	9		①本人同意のない優生手術を受けたとされる記録がある人数 1 ②根拠条文が不明であるが優生手術を受けたとされる記録がある人数 8

#### (2) 障がい者施設に保存されていた資料

保存資料の名称	資料数	記名実人数	資料の作成年度	資料の概要
申請書類	72	88	昭和 32、33、34、42	優生手術申請書、健康診断書、遺伝調査書、同意書など医師が審査会に提出した資料
審査結果通知書類	70		昭和 32、33、34、36、39、40、42	優生手術適否決定通知書、実施通知書など道から本人あてに通知した審査結果書類
優生手術に関する通知	4		昭和 32、36	審査会開催の通知及び保健所等からの疑義照会等の通知
ケース記録	55		昭和 32、33、34、35、36、37、39	入所者の日々の状況等を記したケース記録に優生手術の実施について記載されていたもの
入所時記録	25		昭和 29、30、31、32、33、36、37、38、40、42、44、47、56、60、62 平成 5、10	施設入所時に保護者から優生手術の実施について、聞き取った結果が記載されていたもの
他施設からの申し送り文	2		昭和 45、平成 26	他の施設からの転入の際の申し送り文書に優生手術の実施について記載されていたもの
更生相談所の判定書	4		昭和 40、45	施設への措置入所や療育手帳の判定記録に優生手術の実施について記載されていたもの
合計	232	88		①本人同意のない優生手術を受けたとされる記録がある人数 34 ②根拠条文が不明であるが優生手術を受けたとされる記録がある人数 50 ③審査会において手術が「適」とされた記録がある人数 4

### (3) 市町村に保存されていた資料

保存資料の名称	資料数	記名実人数	資料の作成年度	資料の概要
審査結果通知書類	6	10	昭和 40 年代	優生手術適否決定通知書、実施通知書など道から本人あてに通知した審査結果書類
ケース記録	9		昭和 40 年代	入所者の日々の状況等を記したケース記録に優生手術の状況について記載されていたもの
相談支援に関する記録	1		昭和 60～61	市町村職員が優生手術に関する相談を受けた際の対応記録
合計	16	10	①本人同意のない優生手術を受けたとされる記録がある人数 ②根拠条文が不明であるが優生手術を受けたとされる記録がある人数	3 7

### 3 記名のあった方の合計人数

	男性	女性	合計
①本人同意のない優生手術を受けたとされる記録がある人数	10	28	38
②根拠条文が不明であるが優生手術を受けたとされる記録がある人数	11	54	65
③審査会において手術が「適」とされた記録がある人数	2	2	4
合計	23	84	107

### 4 その他

- この調査結果は厚生労働省に7月17日報告済み。

### <資料の解説>

#### 1 障がい者施設等

平成30年4月25日付けで国から資料の保全依頼のあった、障害者支援施設、障害児入所施設、母子生活支援施設、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設及び婦人保護施設

#### 2 資料数

報告のあった資料の件数。記載している資料は全て個人名が記載されていたもの。

#### 3 記名実人数

各機関から報告のあった人数を合計したもの。複数の書類に名前のあった方については1名としてカウントしている。各機関間で重複している可能性については考慮していない。

#### 4 記名実人数の分類

道に報告があった資料のうち、次の2点に基づき分類した。

- A 優生手術を受けたとされる記録がある。
- B 申請書類、審査結果通知書類といった旧優生保護法第4条及び第12条に基づいた書類がある。

※AとBの両方がある場合 → 「①本人同意のない優生手術を受けたとされる記録がある」方と推定し、分類

Aのみがある場合 → 「②根拠条文が不明であるが優生手術を受けたとされる記録がある」方として医師の認定による優生手術も想定されることを考慮し、分類

Bのみがある場合 → 「③審査会において手術が「適」とされた記録がある」方として手術を受けたかどうか不明な点を考慮し、分類